

○大阪市住宅供給公社工事請負入札指名基準

制 定 平成18年10月2日

最近改正 平成30年3月30日

(目的)

第1条 この基準は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）契約規程第11条第3項の規定に基づき、工事請負に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）及び公募型指名競争入札の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(指名に際しての留意事項)

第2条 入札参加者の指名に際しては、工事の適正な履行の確保及び経費の節減に留意する。

(指名の方法)

第3条 入札参加者の指名は、有資格者（公社及び大阪市において定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者。以下同じ。）の中から発注工事について適格性等を総合的に勘案して行うものとし、次の各号に掲げる事項に留意して、指名の公平性を確保するよう努めなければならない。

(1) 発注工事の種目及び内容並びに対応等級

発注工事の種目及び内容並びに大阪市において等級別格付を定めている工事種目に係る指名については、発注工事の予定価格に対応する等級（以下「対応等級」という。）に属する有資格者の中から行う。ただし、特に必要がある場合には、対応等級の直近上位の等級に属する有資格者を指名することができる。

(2) 発注工事についての技術的適性

ア 発注工事と同種工事についての相当の施工実績

イ 発注工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績

ウ 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績

エ 発注工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること

(3) 発注工事についての地理的条件

本店、支店又は営業所（大阪市資格登録時に申請されているもの）の所在地及び当該地域での工事实績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できること

(4) 公社における施工中の工事の保有量及び進捗状況

手持ち工事の件数及び進捗状況からみて当該工事を施工する能力があること

(5) 過去の指名及び受注状況

- ア 過去の指名及び受注状況を勘案し、指名の公平性を確保するよう配慮すること
- イ 工事種別、規模等に応じて、連続受注及び重複受注を制限するための措置を行うことができること
- ウ 従来からの公社発注工事の受注状況及び工事実績を勘案すること

(6) 工事成績

事業請負成績調書における総合評点

(7) 安全管理及び労働福祉の状況

- ア 安全管理の状況及び労働福祉の状況
- イ 建設業退職金共済組合との退職金共済契約締結の状況

(8) 前各号の規定については、次の各事項のいずれかに該当し、やむを得ないと認められるときは、これにかかわらず指名することができる。

- ア 特殊な技術、経験又は機械を要する工事
- イ 遠隔地において施工する工事
- ウ 発注工事の性質又は目的により、特に必要と認める場合

(9) 関連会社

入札参加者が次のいずれかの関係に該当する場合は、参加できる者は1社に限る。

- ア 資本関係
- イ 人的関係
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(共同企業体の指名)

第4条 特定建設工事共同企業体への発注は、超大型工事又は工事の性質及び目的からその方式が適切なものと認められるものに限り行う。

(公募型指名競争入札)

第5条 公募型指名競争入札を実施しようとするときは、必要な入札参加資格はその都度定め、申請のあった者について資格審査のうえ指名する。

(競争入札参加停止措置及び入札等除外措置)

第6条 別に定める公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置の期間中である有資格者は、指名しない。

2 前項の有資格者を構成員として含む共同企業体は、指名しない。

(指名の取消し)

第7条 指名を受けた者が公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合又は公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、すでに通知した指名を取り消す。

2 同時期に2件以上の工事の指名を受けている有資格者が、指名中の工事のうち1件を落札した場合は、他の工事の指名を取り消すことができる。ただし、この取扱いを行う

場合は、あらかじめ指名時においてその旨を通知する。

(災害時等の指名)

第8条 災害時又は緊急の必要による工事の指名等、特に必要があると認められるときは、この基準と異なる取扱いをすることができる。

附 則

この基準は、平成18年10月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。